

Title	板倉卓造の国際法観(明治期)
Sub Title	
Author	大森, 正仁(Omori, Masahito)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1991
Jtitle	近代日本研究 Vol.8, (1991.) ,p.19- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾における知的伝統
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19910000-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾における知的伝統

板倉卓造の国際法観(明治期)

大森 正仁

はじめに

- I 幕末・明治期の日本の国際法
- II 慶應義塾における国際法教育
- III 板倉卓造の国際法に関する著作(明治期)
結びにかえて

はじめに

板倉卓造は、一八七九年(明治二年)三上郡庄原村二一七(広島県庄原市)に生まれ、尋常小学校尋常科を卒業し、一八九五年(明治二八年)に慶應義塾に入学した。普通部終了ののちに大学部理財科に進んだが、一八九八年に新しく開設された政治科に転科し、一九〇三年(明治三六年)に大学部を卒業した。政治科を卒業した板倉は、普通部の教員となり、その後一九〇七年(明治四〇年)八月横浜からアメリカ・イギリス・フランスへの留学へと向かった。政治科卒業の留学生は板倉が最初である。留学より帰国の際、一九一〇年(明治四三年)四月から板

倉卓造は、政治科の専任教員として、政治科及び法律科で、政治学、国際法、仏語の講義を開始した。政治科卒業生として母校の教壇に立った最初の教師である。板倉が慶應に入学し、卒業後の留学のうち、大学で教鞭をとりはじめたこの時期には、一八九四年に日清戦争が、一九〇四年には日露戦争が始まり、一九一〇年には日韓併合条約が締結されている。

板倉卓造の専攻は、政治学ならびに国際法であり、板倉の国際法観を見ることはもとより彼の全体像を把握することを意図するものではなく、また、本稿では考察の時期を留学を挟んだ明治期に限定していることから、その一部を取り扱うにすぎない。板倉の国際法に関する著作は、明治期よりも大正期から昭和初期にかけて集中していると言うことができる。ただ、初期の国際法の研究を通じて形成されたとあろう観点について考えることは板倉研究を始めるのにあたり必要不可欠であり、それを彼の生きた時代背景の脈絡において、まず理解することが本稿の目的である。

I 幕末・明治期の日本の国際法

幕末より明治初期にかけて、日本が置かれていた国際状況は、欧米諸国のアジア進出のなかで、苦難に満ちたものであったと言えよう。一八五四年の日米和親条約（神奈川条約）締結ののち、英国、ロシア、オランダと条約を締結し、船舶に対する薪水等必需品の供給、特定の港の開港などを約した。その後、開港した下田、長崎等に到来した船舶についての規則、取引に関する規則等を定めた補足的な条約が米国、オランダ、ロシアと締結され、さらに、一八五八年の日米修好通商条約以下の一連の不平等条約の締結を、幕府および明治政府は余儀無くされ

ていった。⁽³⁾

不平等条約の具体的内容としては、領事裁判権、関税自主権の欠如、最惠国待遇条項等が挙げられる。例えば日米関係をみると、すでに一八五四年の神奈川条約と追加規則にはその萌芽を見出すことができる。この日米和親条約第九条には、最惠国待遇条項が規定されており、この条約は一八九四年の日米通商航海条約にとってかわられるまで効力を有していた。一八五八年の日米修好通商条約では、日本人に対する米国人の犯罪は米領事裁判所により米国法に従い処罰され、米国人に対する日本人の犯罪は日本の当局により日本法により処罰されるとする領事裁判権が規定されている⁽⁴⁾（第六條）。また、関税については付属の税率表により課されることとされた⁽⁵⁾（第四條）。その他の国々との条約にも、ほぼ同様の規定が設けられていた。

幕末維新期に日本が締結したこれらの不平等条約からの解放を目的として、条約改正のための交渉が続けられていった。その結果、一八九四年から一八九五年にかけて締結され、一八九九年に発効した諸条約により不平等条約の改正が行われることとなった⁽⁶⁾。

板倉が慶應に入学したのは、これらの不平等条約の改正交渉が終わり、各国との条約が締結された時期にあたり、また、日清戦争の講和条約である下関（馬関）条約の締結された年であった。

幕末維新期の日本における国際法の受容は、開国、文明開化、西欧化等の脈絡で位置づけられている。このような受容は、国際的には日本への国際法適用という意味を有していたが、国内的には、様々な水準で行われていたことが知られている。

第一に、知識として、幕末・明治初期において、国際法はその個別具体的な内容についてよりも、まず、「万国公法」「公法」という言葉のもつ外形的意味あい理解されていた。吉野作造によれば、永い封建時代から

立憲国民となるに際してその移行期の段階を踏む必要があり、こうした経過的時代が「公法」観念の流行によって作られたと解されている。ここに言う「公法」は国際法の具体的内容を意味するのではなく、「天地の公道」とされており、封建時代の「道」に対する敬虔な態度を「公法」にも捧げることが行われた。幕府の開国政策にともなう排外運動の激化、それに対する外国勢力の報復等の状況下において、このような理解を産むだけの国際法に対する関心あるいは期待が一般にあったからこそ、明治政府はこれを対外政策の転換・遂行のために利用することが可能であったと言えよう。

このような国際法の普及は、知識人がそれを求めたばかりでなく、学校教育のなかでも広められていった。明治四年京都小学校の課目に『万国公法』があり、また各地の藩校や学校においても、万国公法を教科書又は参考書として採用していたようである。⁽⁸⁾

第二に、手段としての国際法の理解は、主として外交の側面でその緊急の必要からすすめられていった。幕府の国際法理解の例としてあげられる米国総領事ハリスとの質疑応答より、当時の日本においては、国際法の存在すら知られていなかったともされている。

しかし、開国後に生じた多くの問題は、日本の国際的対応を迫るものであった。函館戦争、ハワイ行日本労働者問題、普仏戦争における局外中立、台湾蕃社事件、マリア・ルーズ号事件、清仏事件における局外中立、条約改正問題、ラヴェンナ号事件、日清・日露戦争⁽⁹⁾、外債の継承等を通じて、実務に携わる者は国際法の知識を要求され、それを獲得し、実践していった。

以上のような分野と同時に、第三に、学問としての国際法の研究が注目される。国際法研究が学問的レベルでどのようになされたかは、個々の研究者の動向、著作、その相互関係としての学界・学会の形成等の研究と同時

に、この分野で大学が担っていた役割を検討することが必要である。

幕府派遣の留学生であった西周⁽¹¹⁾、津田真道、箕作麟祥、福地源一郎等は、国際法の在外研究に従事してきたが、帰国ののちは、国際法に関する翻訳、著作はあるものの、専門的な国際法研究者とはならなかった。条約改正のため、国内法整備の必要に迫られ、まず、国内法典の編纂が進められていった。これゆえに、国内法の大家が先ず輩出し、国際法の専門家は遅れて出て来たたとされている⁽¹²⁾。

幕末より明治初期にかけては、欧米の学者のうち、ウィートン、マルテンス、ウールジー、ケント、ヘフター、ブルンチュリ等の著作が翻訳されている。明治中期より後期には、講義録や資料、日清戦争・日露戦争に関連した著作が現れ、また、体系書も書かれるようになった。翻訳としては、ウェストレーク、ホール、ローレンス、リスト、フォン・マルテンス等がある⁽¹³⁾。

高等教育関係では、一八七〇年の「大学規則」、「大学南校規則」に学科として「万国公法」が挙げられるようになり、他の機関でも国際法の講義が行われていた。講義を担当したのは、他の科目と同様に当初は外国人教師であった。東京帝国大学で日本人による講義が行われるようになったのは、一八八〇年代であり、専任の国際法教授が講義を行ったのは、一八九五年とされている⁽¹⁴⁾。また、不平等条約の改正・新条約の実施に伴う問題、下関（馬関）条約の実施に伴う問題を調査・研究することを目的として国際法学会が設立されたのは、一八九七年であり、一九〇二年には雑誌の発行が開始された⁽¹⁵⁾。

(1) 日米和親条約（一八五四年三月三十一日）、英国船の日本への入港に関する英日条約（一八五四年一〇月一四日）、日露通商航海境界条約（一八五五年一月二六日）、日蘭暫定条約（一八五五年一月九日）、日蘭通商条約（一八五六年一月三〇日）。

(2) 日米条約（一八五七年六月一七日）、日蘭附加条項（一八五七年一〇月一六日）、日露通商航海補足条約（一八五七年一〇月二四日）。

(3) 不平等条約は次の様な国と締結された。米國（一八五八年七月二九日）、オランダ（同年八月一八日）、ロシア（同年八月一九日）、英

- 国(同年八月二六日)、フランス(同年一〇月九日)、ポルトガル(一八六〇年八月三日)、プロシヤ(一八六一年一月二四日)、スイス(一八六四年二月六日)、ベルギー(一八六六年八月一日)、イタリー(同年八月二五日)、デンマーク(一八六七年一月二日)、スウェーデン(一八六八年一月一日)、スペイン(同年一月二日)、関税同盟(Zollverein)(一八六九年二月二〇日)、オーストリア(ハンガリー(同年一〇月一八日))。
- (4) 領事裁判については、すでに一八五七年の日米条約第四条が規定している。
- (5) 条約改正の諸側面については、例えば、松井芳郎『条約改正』福島正夫編『日本近代法体制の形成(下巻)』一九三ページ(日本評論社、一九八二)参照。
- (6) 吉野作造「わが国近代史における政治意識の発生」三谷太一郎編『日本の名著48吉野作造』四五五ページ(中央公論社、一九七二)。
- (7) 吉野作造、前掲注(6)論文四七四ページ。
- (8) 尾佐竹猛『近世日本の「国際観念」の発達』四七ページ(共立社、一九三二)。
- (9) 一又正雄「明治及び大正初期における日本国際法学の形成と発展―前史と黎明期―」『国際法外交雑誌』七一巻、四九四―五〇六ページ(一九七三)。
- (10) Otsuka, *Japan's Early Encounter with the Concept of the "Law of Nations"*, 13 JAPANESE ANNUAL OF INTERNATIONAL LAW 35, 63 (1969).
- (11) 西周の国際法理解について、田岡良一「西周助『万国公法』」『国際法外交雑誌』七一巻、一ページ(一九七二)参照。
- (12) 高橋作勇「明治時代ニ於ケル国際法研究ノ発達」『法学協会雑誌』三一巻、六四五ページ(一九一三)。
- (13) 伊藤不二男「国際法」野田・碧海編『近代日本法思想史』四七〇―四八八ページ(有斐閣、一九七九)、住吉良人「明治初期における国際法の導入」『国際法外交雑誌』七一巻、四五四ページ(一九七二)。
- (14) 横田喜三郎「わが国における国際法の研究」『東京帝国大学学術大観』法経編、二三七―二四二ページ(一九四二)。
- (15) 蟻山政道「国際法学会小史」『国際法外交雑誌』二〇巻、五五三―五五七ページ(一九二二)・筒井若水・広部和也「国際法」『ジャリスト』四〇〇号、二二六―二二七ページ(一九六八)・Ito, *One Hundred Years of International Law Studies in Japan*, 13 JAPANESE ANNUAL OF INTERNATIONAL LAW 19, 26 (1969).

II 慶應義塾における国際法教育

大学部設立以前

福澤諭吉が塾主となった中津藩の家塾よりはじまる慶應義塾の歴史において、様々な教科が研究・教育の対象とされてきた。学問の専門化の要望に應えるため、一八九〇年慶應義塾に大学部が設けられることとなり、この時に法律科が設立された。しかし、慶應義塾における国際法の研究・教育の歴史は、慶應義塾が一八九〇年に大学部を設置する以前にさかのぼることができる。特に、前述のように、当時の日本を取り巻く国際状況から、国際法の研究は必須のものとされ、政府の政策決定において重要な役割を果たしていただけでなく、開国に際して、民間においても国際法に対する関心が高まっていた。

福澤と国際法との係わりは、様々である。一八六〇年（万延元年）に米国に渡ったのは日米修好通商条約の批准書交換のために使節が米国軍艦により渡米するのに伴い、航海術を咸臨丸により試すためであった。一八六二年（文久二年）のヨーロッパ行きも批准書交換・外交交渉等のための使節の一員としてであった。また、慶應三年の『条約十一国記』という著書のなかで、「条約とは約束といふことにて、此国と彼国と永代睦じく付合、其国の産物をも互に売買すべしとの趣を固く取極たるものなり」と述べ、その年までに日本が条約を締結した一一の国について、大小、強弱、人情等の簡単な説明をしている。なお、五稜郭敗戦の際、オランダで国際法を学んだ榎本が官軍におくった蘭文の『海上国際法』の翻訳を依頼されたが、榎本助命の意図により、福澤は序文のみを訳したという逸話も残されている。¹⁶⁾

慶應義塾の大学部設立以前に国際法はどのような扱いを受けていたのだろうか。慶応四年七月及び明治二年八月の「慶應義塾之記」の付録には、万国歴史および合衆国・仏国の歴史についての会説が日課として掲げられているが、国際法科目は見当たらない。また、明治五年以降に発行されたとされる「慶應義塾社中之約束」に付された科業表にも仏国史、合衆国史、英国史、羅馬史、万国史はあるものの、国際法科目はない。

明治六年三月の「慶應義塾社中之約束」の科業表に、本等の第四年第三期にウールシー万国公法の記載がある。また、明治六年四月一二日付で東京府に提出した「私学慶應義塾開業願」に付されている科業表にも、本等の第四年の第三期に、ウールシー万国公法の記述が見える。しかし、明治七年四月改正の「慶應義塾社中之約束」の科業表には国際法科目は掲げられていない。

その後、明治九年四月改鑄の「慶應義塾社中之約束」の科業表概略には本科第一等に、明治一三年七月改鑄のものには本科第三等に万国公法が挙げられている。なお、この明治一三年七月改鑄の「慶應義塾社中之約束」には、後述の夜間法律科の課程についての表が掲載されている。これ以降、明治一四年五月改正「慶應義塾社中之約束」の科業表概略の本科第三等、明治一四年一二月改正「慶應義塾社中之約束」の本科の一等、二等にウールシー万国公法という記載が見られる。また、明治一六年一月改正及び明治一七年一月改正の「慶應義塾社中之約束」各々の本科二等に、ウールシー万国公法の記載がある。さらに、明治一八年九月改正、翌一九年五月改正及び同年一〇月改正のそれぞれの「慶應義塾社中之約束」では、本科の二等に万国公法の講義が掲げられている。

慶應義塾の塾長を前後二五年間勤めた鎌田榮吉によれば、卒業生同士の対読という方法で学んだとされているもののなかに、ウルセーの国際法規という名前が見出せる。鎌田が慶應に入塾したのは明治七年であり、翌年三月に卒業し、明治九年四月に慶應義塾の教員となっている。したがって、この前後には、国際法の本が英文によ

り読まれていたものと考えられる⁽¹⁷⁾。

このウールシー万国公法というのは、ウールシー（Theodore Dwight Woolsey）という米国の学者による著作で *Introduction to the Study of International Law; designed as an Aid in Teaching and in Historical Studies* のことであり、初版は一八六〇年に出版されている。（第二版は一八六四年、第三版は一八七一年、第四版が一八七四年に、第五版が一八七八年である。第六版は T. S. Woolsey により一八九〇年に改訂されている。）この本は、明治六年には、箕作麟祥により『国際法（一名万国公法）』の名で翻訳されており、箕作はこの本において「国際法」の語を最初に用いたことでも知られている。

慶應義塾に大学部が設置される以前、一八七九年一月に創設された夜間法律科の第二年の課程に万国公法が挙げられているが、この法律科は実際には一年で廃止されたため、開講されていないようである。

慶應義塾大学部法律科

一八九〇年に慶應義塾は大学部を設けた。この時期には、日本は条約改正のために国内法の法典編纂を先ず行っていたが、国際的にも、一八八六年に赤十字条約に加盟、また、同年、戦時海上法に関するパリ宣言に加入するために加入書を寄託し、国際社会における地位を確保しようとしていた。

慶應義塾の大学部に法律科を開設するにあたり、米国より招聘されたウィグモア（John Henry Wigmore）は、一八八九年九月、日本に向けて出発し、一〇月に到着、一八九〇年一月に慶應における正式の講義を開始した。その際の法律科には、課程の第三年次の科目に国際公法が配されている。

ウィグモアが慶應義塾において担当した科目は、法律科で英法律学、同じく理財科で国際公法および私法等で

あったが、当時の学生の思い出によると、さらに契約法、私犯法、損害賠償法、証拠法、衡平法、民事訴訟手続、国際公法、羅馬法、法理学等、なにかもひとりで受け持ち、教授法も非常に進んだものであったという。また、国際法に関しては該博な事例を引用して講述し、殊に、当時は条約改正前で外国人が治外法権を有し、税権も回復していなかったことについて、ウィグモアはこのような不合理な条約は一日も早く改正しなければならぬことを力説し、治外法権に関する法理を詳論するとともにその撤廃の必要を唱えたとされている。

約三年間の滞在ののち、ウィグモアは、一八九二年一二月に米国への帰途についた。帰国後、彼はノースウェスタン大学で研究・教育に従事した。

一九三五年、ウィグモアは再来日の機会を得て、四月横浜に到着し、同年六月横浜よりシアトルに向けて出発するまでの間に、三田においては、「国内及び国際航空法の近代的発達」と題する講演をも行っている。ここでは、航空法に関する国内法の問題とともに、国際法上の問題がとりあげられ、領空主権、国際航空協定、航空機の登録、他国における航空機による商業活動について触れている。

ノースウェスタン大学在職中、彼は五〇年間断続的に国際法の授業を持っており、特に、国際連盟や常設国際司法裁判所に関心を有していたようである。また、*Journal of Air Law* の発刊に携わり、一九四三年には、*A Guide to American International Law and Practice* と言う著作が刊行されている。その他、国際法に関するテーマを取り扱った論文を多数残している。⁽¹⁸⁾

法律科開設の一八九〇年から一九一〇年までの間に、国際法を講じた日本人には、有賀長雄⁽¹⁹⁾、神藤才一⁽²⁰⁾、神原幾久若⁽²¹⁾、桜田助作⁽²²⁾、古谷久綱⁽²³⁾、中村進午⁽²⁴⁾がいた。

一八九八年に開設された政治科の当時の課程には、第五学年に国際公法が配されており、この時の担当者は有

賀長雄であった。

一九〇〇年（明治三十三年）五月の新学期から実施された新学則により、分科制の廃止に伴う新課程が定められたが、国際公法は、第四学年の選択科に配されていた。分科制は、翌年の新学期より再び採用されることとなった。なお、大学の設立ののちにも、普通部課程に国際法科目が存続している。明治二六年一〇月以降に発行されたとされる「慶應義塾中之約束」では、本科の二等に国際法の記載がある。また、明治二九年一〇月以降明治三〇年四月以前に発行された「慶應義塾中之約束」では、高等科の二等と一等に国際法が配されている。高等科では国語漢文を除いて英書を教科書として用いるとされており、国際法科目に関しては教科書は、ウルシー国際法であった。この普通部における国際法の授業は、明治三十一年の学制改革により、科目よりなくなっている。

一九〇三年（明治三十六年）の専門学校令の公布、公立私立専門学校規程の制定に伴い、大学部学科課程が改訂され、翌一九〇四年五月より実施された。予科二年本科三年について新課程が定められ、法律科二年と政治科二年に国際公法が配されている。一九〇四年度（明治三十七年度）の学事報告によると、国際公法の担当は、有賀長雄と古谷久綱の二名がいるが、有賀は出征中とされている。

なお、法律科と同時に設立された理財科において、国際法科目は第三年に置かれ、履修は随意とされていた。科目の担当者は、チゾン（Alexander Tison）（明治二四年八月～二七年一月）、ウィグモア（John Henry Wigmore）（明治二四年八月～二五年）、神藤才一（明治二八年八月～）である。理財科における国際法の授業は、現在からみると奇異とも思えるが、当時は、国際法がまさに知識人の教養課目の一つであったことを示す例と言えよう。理財科第一回卒業生の市原昌三郎の卒業証書には国際公法ウィグモアの名前が書かれている。

理財科の明治三十一年五月の教課内容の変更により、国際法は科目より落とされたが、明治三十三年の学事改良に

より、選択科目に復活した。しかし、これは四科分立制廃止によるものであり、分科制への復帰により、再び国際法は教課科目より無くなった。⁽²⁵⁾

- (16) 大平善梧「国際法学の継受」『拓殖大学論集』七巻一号、一四五―一四八ページ(一九三六)。なお、国際法を受容の脈絡において福澤の国際法観にも言及している文献として、例えば、大平善梧「国際法学の移入と性法論」『一橋論叢』二巻、四六四ページ(一九三八)、松井芳郎「近代日本と国際法(上)(下)」『科学と思想』一三号、八七ページ、一四号、一五二ページ(一九七四)、田中忠「我が国における戦争法を受容と実践―幕末、明治期を中心に―」大沼保昭編『国際法、国際連合と日本』三八五ページ(弘文堂、一九八七)がある。
- (17) 鎌田榮吉先生傳記及全集刊行會編『鎌田榮吉全集』第一巻、一七四ページ(一九三五)。
- (18) ウィグモアの著作等について、平良「ジョン・ヘンリー・ウィグモア―その晩年の業績(一九三六―四三)―」『慶應義塾創立百年記念論文集(法学部)』二二三ページ(慶應通信、一九五八)、同「日本におけるウィグモア」『三田評論』八〇〇号、八四ページ(一九八〇)、Schwein, John Henry Wignome: An Annotated Bibliography, 75 Northwestern U. L. R. Supplement (1980)。
- (19) 有賀長雄は、東京大学文学部卒業後、早稲田大学の前身である東京専門学校の講師となった。その後、日清、日露の戦争に従軍し、国際法の観点からみたそれぞれの戦争について仏文の著書をあらわしている。
- (20) 神藤才一は、安政六年八月神奈川に生まれ、明治一二年陸軍士官学校を卒業し従軍ののち、明治一九年官命を帯びてフランスに留学した。兵学を研究するとともにフランスの法律大学校を卒業し、法学博士の学位を得て明治二九年に帰国、無学館を起し同時に私立諸大学、東京外国語学校、東京高等商業学校等の講師となった。明治三三年、三七年、四三年に衆議院議員に選ばれている。
- (21) 榎原幾久若は、文久三年九月生まれ、明治一九年法科大学卒業、判事となり、東京地方裁判所、東京控訴院の判事、宇都宮地方裁判所長、東京控訴院部長を経て、大審院判事となる。
- (22) 桜田助作は、慶応三年八月生まれの人で東京専修学校を卒業後、ベルギーのブリュッセル市立大学及びリュージ官立大学に学び、日本銀行の調査役となる。
- (23) 古谷久綱は、明治七年六月に生まれ、明治二六年京都同志社を卒業、国民新聞社に入り、その後海外にて法制を学んだ。明治三三年高等商業学校教授となるが、伊藤博文が総理大臣となった際に秘書官となり、明治三五年には伊藤とともに欧米各国を巡視し、同三八年に伊藤が韓国統監となるに際しても秘書官となった。韓国の併合ののち、枢密院議長秘書官となり、式部官、兼王世子付李王職御用掛となった。
- (24) 『慶應義塾百年史』別巻(大学編)四六〇ページ(慶應通信、一九六二)。なお、後に京都帝国大学の教授となり、一九二二年から一九

三〇年まで国際連盟の常設国際司法裁判所の裁判官を勤めた織田万が、行政法及憲法を講じており、高橋作衛が法理学を講じている（同四六一ページ）。

（25）その後、昭和四年の改革により、第二選択科目に入れられている。科目の担当者は、板倉卓造（昭和五―六）、前原光雄（昭和七―）である。

Ⅲ 板倉卓造の国際法に関する著作（明治期）

留学前の著作

板倉は、慶應義塾留学生として、一九〇七年八月より国際法研究のため米、英、仏に留学した。この出発以前に板倉の著した国際法に関連する論文には、「奈古浦丸事件の国際法理」「日露戦争の開始期に就て」「第二平和会議に就て」「レシテルヌイ号事件」があり、抄訳として、「日露戦争と海上中立義務」がある。

板倉の最初の国際法に関する著作である「奈古浦丸事件の国際法理」⁽²⁶⁾では、日露戦争中の日本船奈古浦丸をロシア軍艦が撃沈した事例を取り上げ、これに適用される国際法規を検討している。板倉はこの論文で、奈古浦丸のロシア軍艦による撃沈は、日本の多くの国際法学者の論ずるような国際法に違反する行為ではないと断じている。この記述は、戦争中の交戦国に対する敵愾心旺盛な中でなされたものである。感情的にとらえられやすい事例をとりあげながら、当該行為が国際法に適合するものか否かを慎重に検討してゆくという態度が国際法研究に必要なことを主張している。

日露戦争に関して提起された国際法の問題の一つに、戦争開始時期の問題があった。これを取りあげたのが「日露戦争の開始期に就て」⁽²⁷⁾である。

日露戦争の開始の時期に関しては、(一)日本の連合艦隊が佐世保を出航したとき、(二)日本政府がロシア政府に外交関係断絶等の内容とする通牒をなしたとき、(三)日本の軍艦がロシアの商船を拿捕したとき、(四)日本の軍艦がロシアの公船を拿捕したとき、(五)日本とロシアとの間に実際の戦闘行為の行われたとき、とする対立する学説があった。⁽²⁸⁾これらの学説を説明し、それら各々を検討したのち、戦争は国の敵対行為より開始されるとして、日本の軍艦平遠によるロシア商船ムクデン号の拿捕の二月六日午後二時四五分説を採用している。⁽²⁹⁾特に、拿捕の対象が商船であることについては、戦争が国家間の敵対行為であるとはいえず、戦争を目的とする敵対行為は国家对国家の行為に限定されず、国家对个人の行為をもなすことができるとの立場から説明している。

一九〇五年二月に発表された「第二平和会議について」⁽³⁰⁾は、一八九九年にハーグで開催された平和会議につづいて開催提案がなされた第二回の平和会議でとりあげるべき三つの議題を日露戦争における事例を考慮しつつ論じている。第一は中立法規、第二が開戦における私有財産の不可侵であり、第三が海軍による無防守都市の砲撃禁止である。第二、第三の点については、一八九九年の陸戦の法規慣例に関する条約で禁止されている行為を海戦にも適用すべきことを根拠としている。

第二回のハーグ平和会議は、一九〇七年に開催され、多くの条約が採択された。板倉の提案した第一の中立の議題については、陸戦と海戦の場合の二条約が採択された。第三の砲撃禁止に関しては、戦時海軍力を以てする砲撃に関する条約が締結された。

ハーグ会議により採択された一三の条約及び一つの宣言は、そのうち一二までが戦争法に関係のあるものであった。他の二つは「国際紛争平和的処理条約」および「契約上の債務回収の為にする兵力使用の制限に関する条約」である。前者は、調停、審査、仲裁裁判等の紛争の平和的な解決手段により戦争の起こることを予防し、平

和を維持していくことを目的としていた。後者は、外国の私人に対し国家が外債を支払わない場合に訴えてはならないことを仲裁裁判と関連づけて規定した条約である。狭い範囲においては、武力行使を制限しており、以後の戦争・武力行使の違法化に連なるものと理解されている。この意味では、限定的ではあるが、戦闘行為に適用される戦争法の法典化のみならず、戦争を抑止、限定しようという考えを会議の中に見出すこともできる。

「日露戦争と海上中立義務」⁽³¹⁾では、英国の国際法学者ホランド（Sir Thomas Erskine Holland）の講演を抄訳している。日露戦争で生じた様々な事例を海戦の際の中立法規に重ねあわせて述べている講演である。法規の位置づけを明確にするために、中立国の義務が三分類され、各々について詳細な説明がなされている。板倉は何故このホランドの講演を抄訳したのだろうか。第一には、彼の興味が戦争法規中の海戦に関するものにあったこと、第二は、日露戦争という日本を一方の当事者とする現実の状況下で、国際法を具体的に適用、研究する際の問題点を述べていること、がその理由として考えられる。

「レシテルヌイ号事件」⁽³²⁾は四回に渡って連載されたもので、芝罘港内に入港したロシア艦船を日本の艦船が追跡して捕獲した事件についての論評である。各国の対応を紹介した後、日本の弁明についてを英米の学者の主張を踏まえて検討している。結論としては、日本の同号捕獲は国際法上認められるとするが、その論拠は、日本政府のなしたところとは異なる点にあるとする。

これらの論考は、板倉が政治科卒業ののち、普通部教員であった頃のものであり、留学前の板倉の国際法に関する著作は、すべてが、当時の日本にとって最大の関心事であった日露戦争に関連するものである。その意味では、板倉の国際法との関わりは、日露戦争により生じたと考えられる。

留学後明治期

留学後の明治期における著作としては、「最惠国條款及其分類」「最惠国條款の沿革」「米布合併の先例」「伊土戦争と国際法」「空中自由説を評す」がある。

「最惠国條款及其分類」⁽³³⁾は、創刊後まもない三田学会雑誌に掲載された論説である。各国の締結する条約で、「…最も普通にして、且つ最も重要な…」通商条約について、その保障する権利の内容を説明し、まず、最惠国待遇、内国民待遇等について詳しく述べている。ここで対象となっているのは、一八九四年の日英通商航海条約である。次に、最惠国條款の分類のなかで、双務的條款と片務的條款を区分している。後者は、条約当事国の一方のみが最惠国の恩恵を被るものであり、その例として、日清通商航海条約、日韓通商航海条約を挙げ、さらに、「…現行条約実施以前における、我国と西洋諸国との旧通商航海条約中には、実に此種の條款を含みたるものなりき。」と述べている。

「最惠国條款の沿革」⁽³⁴⁾では、最惠国條款の歴史的な起源を一七世紀に遡って説明し、その後、各国、各地域に行われた経済政策との関係でその形態が変化していったことを指摘している。経済上の互惠主義の下では条件付最惠国條款が、また、自由主義においては単純条項、無条件条項が採用されてきたことを踏まえて、当時の通商航海条約中に現れた最惠国條款の性質を論じている。

さらに、東洋諸国での最惠国條款の沿革について、それらが当初は、西洋諸国との間の片務的なものであり、日本も欧米諸国より片務不対等な取扱を条約改正までは受けていたが、新条約により同位対等の双務的な条項に改められたと述べている。この際に、日本が他の東洋諸国と締結した条約のなかで、朝鮮、清国との三つの条約を引用し、「…其片務條款が三者とも日本に対して最惠国の取扱を約し、日本よりは兩國に対し同様の取扱を与

ふるものに非ざること固より伝ふまでもなし。」と記している。

この二つの論文の背景にあるのは、一方では、日本は不平等条約の改正により欧米諸国と対等な関係に立つことになったのと同時に、他方では、朝鮮、中国に対して不平等条約を押しつけていった日本の国際法実践である。特に、朝鮮との関係では、板倉のこれらの論文の書かれた時期には、一九〇五年に第二次日韓協約、一九〇七年に第三次日韓協約が締結され、韓国の保護国化より、さらに併合へと向かう最中であった。不平等条約の内容の一つである最惠国條款の片務的な規定について、板倉は何の評価をも下さずに当時の日清、日韓の条約中に規定のあること、かつては日本と欧米諸国との条約にこのような規定のあったことを紹介している。

一八九九年に発効した各国との改正通商条約を最惠国條款の分類という観点より眺めているのは、条約改正という大事業の政治的脈絡からは距離を置いた分析である。他方、朝鮮、清国との条約中に不平等条約の典型である片務的最惠国條款のあったことについて、日本との関係で当然のことと解しているのは、「脱亜入欧」的感覚の存在を示すものとも言えよう。

「米布合併の先例」⁽³⁵⁾は米国とハワイ（布哇）の合併を日韓併合との比較のために詳述した論説である。両者の共通点として、地理上の関係、国防上の関係、独立確保のための援助、合併の断行の四点を挙げている。

板倉の注目するのは、日本が最初に韓国の独立を援助した事実と米国が最初にハワイの独立を承認したことの類似、絶えず他国からの侵略を阻止した事実、そして、ついに合併を行ったという事実であり、これらが両者において符合すると指摘している。

ハワイの合併については、その国内的な関係とともに、対外的処理が問題となり、移民、対外債務、条約承継等について検討されている。⁽³⁶⁾

日韓併合は、韓国の国民の熾烈な反対運動のもとで実行されており、併合のちも、運動は継続した。領域の広さ、人口の観点から言えば、ハワイと韓国とを単純に比較することは容易ではない。結果的には、ハワイは米国の一州となり、他方、韓国は日本の敗戦後、独立を達成した。しかし、依然として分断国家の問題を抱えたままである。

一九一一年九月にイタリアの宣戦布告により開始されたイタリア・トルコ戦争（リビア戦争）についてを論じた「伊土戦争と国際法」³⁷は、タイムズ紙に掲載された記事、両国の主張に依拠して戦争が行われている最中に書かれた論説である。

ここでは、戦争の由来と開戦の二点について詳細に検討したのち、イタリアが開戦の理由とした事件について「何れも微々たる小事件にして、取て以て戦争の理由とするには甚だ不足なり」とし、イタリアの開戦行為を甚だしく常軌を逸したものであり、遺憾であるとする。

この戦争については、「国際法の純理より云はゞ、戦争の原因は何事にも可なり。道徳上の観察を離れて、単に法律上より見るときは、戦争の原因には、正当も、不当もなく如何なる事を口実とするも、戦争たるに於て差支あることなし。故に今度の伊土戦争に於いても、伊太利が理由として指摘する所は、何人をも首肯せしむること能はざるに拘はらず、其戦争は法律上不当なりと云ふこと能はざる可し。」と記述したうえで、このような考え方は「単に書生論たるを免かれず」と断じている。それは、近代の戦争が口実とはいえ一国の独立、安寧に言及し、やむを得ず戦争に訴えたと表面上においてであつても主張しているのは、戦争を軽々しくなすべきではないことが認められているためであると理解するからである。

ただし、戦争開始の手續きについては、イタリアが最後通牒を送ったのち、戦闘行為を開始し、正式の開戦宣

言書を発したことは、一九〇七年の開戦に関する条約第一条に合致しており、非難するところはないとする。

なお、イタリアが小事件を口実として開戦にいたった理由としては、フランスとの関係やトリポリにおける利権確保等の説に言及したのち、いずれにせよ、イタリアが戦争を急に起こしたのには何らかの事情があることは疑いえないことを指摘している。

国際法雑誌に掲載された「空中自由説を評す」⁽³⁸⁾では、航空機等の発達にともない生じてきた領土の上空について国のいかなる権利が及びうるのかという問題を取りあげて論じている。

フォーシーユ (Paul Fauchille) らの唱えた空中はその本来の性質上自由であるとする空中自由説の論拠が海洋自由説の論拠と似たものであることを指摘しながら、この説が建築物の高さの範囲では主権の行使を認めていること（例えば、エッフェル塔の高さの三三〇メートル）、さらに、自衛に必要な諸権利の行使を容認していること（撮影の可能な地上二五〇〇メートル）に対して疑問を投げかけている。他方、メリニャック等の主張する領海の例に倣って領空と公空の区別を認めようとする学説に対しては、領海の外に公海を認める際にはかえって危険は増加すること、領海における危険よりも程度が低い、領空より上の公空を設定する場合にはかえって危険は増加すること、領空と公空との区別に関してはその領空の範囲を決定することが困難なことを指摘し、公空と領空との区別を無意味なものとしている。国家の上空に無限の範囲で主権が及ぶとする坂倉の主張は、「若しも自由に空中を飛行すること能はざるに於ては飛行船の利用は望む可からざるか故に土地の所有権に何等かの制限を加へて此不便を除かざる可からず」という航空機の発達にともなう様々の利用をも念頭においてなされている⁽³⁹⁾。

領空については、その後、一九一九年のパリ国際航空条約第一条、一九四四年の国際民間航空条約第一条で、各国は領域上の空間に完全かつ排他的な主権を有することが認められることとなった。ただし、民間航空に関し

てはその重要性が認められており、基本的には各国の航空協定によることとされながら、民間航空機の航行が安全になされることを目的とした規定が置かれている。なお、現在では、板倉が領空と公空との区別を議論したのと同様の状態が、宇宙活動の増加にともない、宇宙空間と領空との区別について問題となりつつづけている。

- (26) 『三田評論』(明治三十七年五月) 五〇一―二二二ページ。
- (27) 『三田評論』(明治三十七年六月) 四〇一―三三二ページ。
- (28) 海妻文彦『日清日露開戦法理論の史的回顧』植田捷雄編『神川先生遺稿記念・近代日本外交史の研究』一〇六ページ(有斐閣、一九五六)。
- (29) 開戦時期を何時とするかについての意見の対立は、例えば、寺尾亨『日露戦争開始の時期如何』『国際法雑誌』二巻七号、一三二―一三三ページ、立作太郎『日露戦争開始期論(捕獲開戦論)』『国際法雑誌』二巻八号、一三三―一三四ページ、松原一雄『立君の捕獲開戦論に付て』『国際法雑誌』二巻一〇号、一三三―一三四ページ、立作太郎『続日露戦争開始期論(捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄)』『国際法雑誌』二巻一一号、三五―三六ページ、一二号、一七―一八ページ参照。これらの学説中では、立作太郎の捕獲開戦論と板倉の学説は類似しているが、立教授は露国義勇艦隊のエンカチリノスラーフ号の捕獲が最初であるとしている。高橋作衛教授の INTERNATIONAL LAW APPLIED TO THE RUSSO-JAPANESE WAR (1908) によれば、捕獲は、エカチリノスラーフ号、ムクデン号の順とされている。
- (30) 『慶應義塾学報』(明治三十八年二月) 三二―四〇ページ。
- (31) 『慶應義塾学報』(明治三十八年一〇月) 四五―五〇ページ、(明治三十八年十一月) 五〇―五七ページ。
- (32) 『慶應義塾学報』(明治四〇年一月) 三九―四七ページ、(明治四〇年二月) 四五―五二ページ、(明治四〇年三月) 三六―四三ページ、(明治四〇年四月) 一一―一七ページ。
- (33) 『三田学会雑誌』一卷五号、五七―七〇ページ。
- (34) 『三田学会雑誌』三巻四号、四一―四六ページ。なお、幕末明治期の日本が締結した条約の最惠国待遇条項について、Murase, *The Most-Favored-Nation Treatment in Japan's Treaty Practice During the Period 1854-1905*, 70 AM. J. INT'L L. 273 (1976) 参照。
- (35) 『三田学会雑誌』四巻三号、二八七―三〇二ページ、四号、四〇一―四二〇ページ。
- (36) J. B. MOORE, *A Digest of International Law* 475 (1906)。
- (37) 『三田学会雑誌』六巻二号、二〇九―二四四ページ。
- (38) 『国際法雑誌』一〇巻、四二七―四三六ページ。

(39) この論文について、当時の高村塾長は、板倉葬儀の際の弔詞の中で、「…明治四十五年の早きに、国家の領土、領水上の空間は、無限の上方まで当該国家の領空であることを論理的にそして世界で最初に主張した君の功績は、単に国際法上において特筆さるべきものであるのみならず、わが国学界に不滅の光を与えたものと申すべきでありましょう。…」と言及している。「慶應義塾大学名誉教授板倉卓造先生追悼記事」、『法学研究』三七巻、二五九―二六〇ページ（一九六四）。

結びにかえて

板倉が留学前に書いた国際法に関する論文は、日露戦争の、特に、海戦を中心とした分野を対象としたものである。そこに見出せるのは、国際法の客観的適用という点に腐心している論調である。進行中の戦争で起きた事例を取り扱いながら、なお、普遍性を有する国際法規の発見、適用に努めている点は、特徴的である。このことは、しかしながら、この時期の板倉の国際法の分析が、対象により規定されているという側面を持つことを否定できないものとしている。

留学後の明治期における論文は、現実が生じた問題を対象としつつも、その主題は、以前に較べると広い範囲にまたがっている。

明治期における日本の国際法実践が、対西欧諸国に対する不平等条約の改正と、中国、朝鮮に対する不平等条約の押しつけという側面を持つことに特徴づけられるとしたら、板倉の最恵国待遇、米国のハワイ併合に関する論文もこの点からは完全に解き放たれてはいない。

ただ、板倉の関心は、現実にかけている国際的事例を国際法規に適合するか否か分析することにとどまらず、国際法の静的適用を越えて発展の契機を見出そうとするところにあるように思える。そのことは、既存の条約の

達成した基準の適用を無視することではなく、その適用の限界を見極めながら、常に現状との比較により、その規定の意義を明らかにしようとする態度に繋がっている。このような姿勢が大正期にどのように展開していくのかを見てゆくことが必要である。

主要参考文献

- 『慶應義塾百年史』別巻（大学編）（慶應通信、一九六二）
一又正雄「日本の国際法学を築いた人々」（日本国際問題研究所、一九七三）
中村汎「板倉卓造の国際法学」清水伸「板倉卓造抄伝」（一九八四）
佐志傳編・解説『慶應義塾社中之約束』（福澤研究センター、一九八六）